

審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

関係保護の
実施機関

[REDACTED]
[REDACTED]

当該不服の
処 分 等

平成21年5月16日付け生活保護法（昭和25
年法律第144号。以下「法」という。）に基づく
保護変更決定処分

平成21年5月21日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成21年5月21日付けで提起された審査請求は容認する。よって、[REDACTED]
[REDACTED]（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して行った同年5月16日付け保
護変更処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

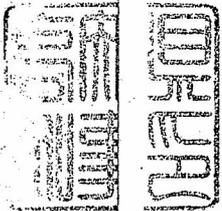
審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）は、生活困窮状態から平成19年
7月20日より生活保護を受給しているが、処分庁は、請求人が法第27条第1項の
規定に基づく指導指示に従うべき義務に違反したことにより、平成21年5月16日
付けで世帯分離の保護変更決定処分（以下「変更処分」という。）を行った。

請求人は、変更処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、以下の内容について納得できず、処分の取消しを求めるものである。

ア 自動車使用に係る指導指示違反による保護の変更決定について、自動車使用につ
いては請求人自身が否定し、そのような事実もなく、また、自動車使用を証明する



証拠の提示がない。

イ 処分庁が保護の変更処分をするにあたり、正式な弁明の機会が与えられていない。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

ア 趣旨

「本審査請求を棄却する」との裁決を求める。

イ 経過

請求人は、平成19年7月20日より妻及び長男と生活保護を受給開始した。請求人は保護開始時に自動車を保有していたため、平成19年8月10日付けで自動車の保有、使用を禁じる法第27条の規定による文書指導、指示を行っていた。

請求人が自動車を使用しているとの情報があり、請求人住居前の駐車場に請求人が使用している請求人の兄名義の自動車が駐車しているのを処分庁の担当ケースワーカー（以下「担当CW」という。）が確認した。

平成21年3月25日18時過ぎ、請求人が[REDACTED]で受診を終え、兄名義の自動車を使用しているのを担当CWが確認し、車内には請求人と請求人の妻（以下「妻」という。）及び請求人の長男（以下「長男」という。）が乗車していた。

平成21年3月26日に請求人及び妻が処分庁へ来所したため、同年3月25日の請求人の自動車使用について事情聴取したところ、自動車の使用を自認したため、自動車使用は禁止されていることを再度説明し指導した。

平成21年4月30日、ホームセンターブリコ南店駐車場で、請求人が自動車使用したことを担当ケースワーカー及び同行ケースワーカーの2名で確認した。

法第62条第4項の規定に基づき、平成21年5月15日請求人に対し、弁明の機会を与えたが自動車の使用については、否定した。

以上の経過を踏まえ、ケース診断会議を行った結果、法第62条第3項の規定に基づき、請求人を平成21年5月16日付けで世帯分離（局第1-2-(1)に該当）したものの。

ウ 弁明の理由

本件は、担当CW及び処分庁の同行ケースワーカー（以下「同行CW」という。）の2名で請求人の自動車使用を確認しており、法第27条の規定に基づく指示違反である。

このため、請求人に弁明の機会を与えたが、請求人は、自動車の使用を否定するのみで正当な弁明がされなかったため、法第62条第3項の規定に基づき上記処分を行ったものであり、妥当な行政処分であると判断している。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する反論は以下のとおり

ア 「請求人住居前の駐車場に請求人が使用している請求人の兄（以下「兄」という。）

名義の自動車¹²が駐車しているのを担当 CW が確認した。」について

以前から、駐車場に兄が車を止めたりする場合があります、この件に関して以前から担当 CW にも確認しているが、「駐車しても問題はない」との回答をもらっている。さらに、請求人は平成21年4月30日に車を使用していない。

イ 「弁明の理由」について

処分庁は、請求人に対して事実を証明する義務があり、請求人は、処分庁に無実を証明する必要はない。また、事実確認されないものに何人も弁明することはできない。

よって、事実確認されないものは、法律に基づく公正な行政処分とは言えない。

(5) 事実認定

ア 平成19年8月10日付け処分庁は請求人に対し、自動車の保有及び使用を禁止する法第27条の規定による指導・指示文書を通知したこと。

イ 平成21年3月25日処分庁の担当 CW が、請求人が受診中の [REDACTED] 駐車場に、普段請求人宅前駐車場に駐車している兄名義の自動車を見つけ、請求人が同病院での受診を終えて同自動車の運転席に乗り込み車を運転し、同自動車には請求人と妻及び長男が乗車しているのを確認したこと。

また、担当 CW より、保護の開始時に車の使用禁止を文書指示していることを指摘したところ、請求人は、帰ってもう一度指示内容を確認するとしたこと。

ウ 平成21年3月26日請求人が処分庁へ来所し、平成21年3月25日の自動車使用については、病院受診にあたりやむを得ない使用であったと主張したこと。

なお、処分庁から今回の自動車使用については初めての指示指導違反であり、今回に限り自動車の運転を黙認し、請求人及び妻に対して自動車の使用は禁止されていることを説明し、請求人及び妻は了解したこと。

エ 平成21年4月30日ホームセンターブリコ南店駐車場で、請求人が兄名義の自動車の運転席に乗り込み、車を運転したことを処分庁の担当 CW 及び同行 CW が確認したこと。

なお、請求人が担当 CW の自動車停止の求めに応じず、そのまま走り去ったため、処分庁は、請求人に対し後日弁明の機会を与えることとしたこと。

オ 平成21年5月¹²各日処分庁は請求人に対し、自動車使用の指導・指示に反することについて弁明の機会を与える旨、法第62条第4項の規定に基づく文書を発したこと。

カ 平成21年5月15日処分庁は、弁明のため処分庁へ来所した請求人及び妻と面接し、平成21年3月25日に請求人が自動車を使用したことについては、「やむを得ない事情により使用したものである」との主張を確認し、平成21年4月30日の自動車使用については、請求人は「兄が妻と長男を乗せていた。」と使用を否定し、処分庁の言動に根拠がないことについて、弁明できないとの主張であったこと。

なお、処分庁は請求人及び妻に対し、弁明内容について後日ケース診断会議を開催し、結果を通知することを説明したこと。

キ 平成21年5月18日処分庁はケース診断会議を開催し、保護開始時の文書指示及び平成21年3月26日の口頭指示による自動車使用禁止に係る指導・指示違反について協議を行い、請求人が、平成21年3月25日の自動車使用は自認したこと。また、平成21年4月30日の自動車使用については否認したものの、処分庁の担当CW及び同行CWの2名が自動車の使用を確認していることを踏まえ、請求人世帯の保護の要否について検討した結果、弁明日の翌日付けで、請求人を生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第1-2-(1)に基づく世帯分離とし、新たに世帯主となる妻に対しては、児童手当の収入認定は行わず、児童養育加算を計上しないこととしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、請求人の自動車使用禁止に係る指導・指示違反があったとして、処分庁が行った保護変更処分が違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第27条第1項においては、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とある。

また、法第62条第1項では、「被保護者は、保護の実施機関が第30条第1項ただし書きの規定により、被保護者を救護施設、更正施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定されている。そして、法第62条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とある。

これを本件についてみると、処分庁は事実認定アにあるように、請求人に対し、原則自動車の保有、使用は認められない旨文書指導（指示）している。また、事実認定イ、ウにあるように、処分庁は請求人が車を運転したのを現認し、請求人は自動車を運転したことを自認したため、あらためて、自動車の使用を禁止する旨口頭により指導を行っている。さらに、処分庁は、事実認定エにあるように請求人が再度自動車を使用したことを担当CW及び同行CWの2名で現認したため、事実認定力にあるように請求人に対し弁明の機会を与えたが、請求人は自動車使用について否認し、特段弁明の陳述はされなかったとある。

この結果、処分庁はケース診断会議により、事実認定キにあるように請求人を世帯分離し、平成21年5月16日付けで保護変更処分を決定し、請求人に通知しているものである。

ところで、法第26条においては、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。法第28条第4項又は法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」とある。また、行政手続法第14条第1項では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」とあり、同条第3項において、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定されている。

これを本件についてみると、処分庁が請求人に対して行った保護変更処分は、世帯分離という世帯認定における例外規定に関する処分であり、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第1-2-(1)の「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」の規定を適用している。

しかしながら、自動車使用を禁止する指導・指示違反に対する処分としては、生活保護法による保護の実施要領について第1-2に規定されている世帯分離が認められる場合のいずれにも該当せず、事務処理上妥当性を欠くものである。

本来、指導・指示違反を理由として保護の適格性を欠く世帯員に対する処分は、当該世帯員についてのみ保護の停廃止の決定を行い、当該決定にあたっては処分理由を明示して通知されるべきものである。

以上のことから、処分庁が行った保護変更処分（世帯分離）については、処分決定に係る事務手続上において妥当性を欠くものであり、また、行政手続法上における違法性が認められるので、本件審査請求には理由があり、よって、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成21年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

